

高齢者虐待の防止について

1 高齢者虐待判断件数

高齢者虐待防止法が施行され13年目となりましたが、養介護施設従事者等(※)による虐待の相談・通報件数及び高齢者虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は年々増加しています。

※

「養介護施設従事者等」とは

・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム

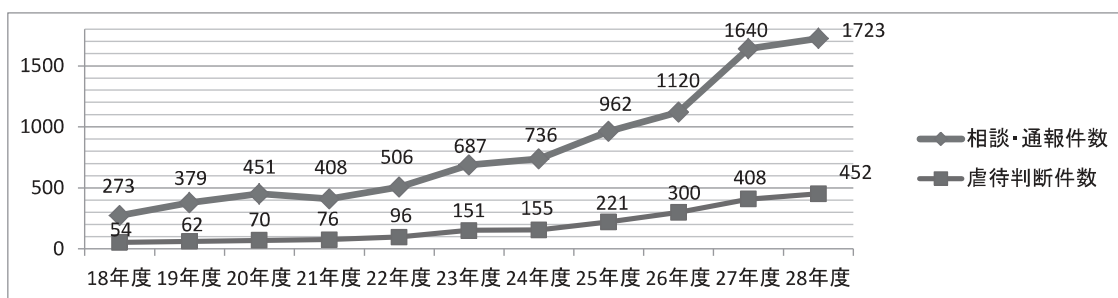
・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業

・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移(全国)



2 虐待の事実が認められた事例について (全国)

虐待の事実が認められた452件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の具体的内容、虐待の種別、被虐待高齢者に対する身体拘束の有無、虐待の発生要因、被虐待高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った結果、以下のような傾向がありました。(愛知県においては29件の虐待事例、うち名古屋市においては15件の虐待事例)

(1) 施設・事業所の種別

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が27.4%と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が26.5%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が14.6%、「介護老人保健施設」が11.5%の順となっています。

当該施設・事業所の種別

当該施設	事業所	特別養護老人ホーム	保健施設老人ホーム	介護療養型医療施設	介護療養型共同生活介護	認知症対応型老人ホーム	有料居宅介護等小規模多機能型居宅介護等	老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	等居宅介護支援	その他	合計
件数		124	52	0	66	120	11	2	1	7	23	33	3	10	452	
構成割合（％）		27.4	11.5	0.0	14.6	26.5	2.4	0.4	0.2	1.5	5.1	7.3	0.7	2.2	100	

(2) 虐待の具体的内容 (主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為 「緊急やむを得ない」 場合以外の身体拘束 本人の利益にならない強制による行為 代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭を借りる、脅し取る 着服・窃盗・横領 不正使用

(3) 虐待の種別

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が65.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が27.5%、「介護等放棄」が27.0%、「経済的虐待」9.1%となっています。

虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	570	235	239	24	79	870
構成割合 (%)	65.5	27.0	27.5	2.8	9.1	

※1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数870人と一致していません。

※構成割合は、被虐待高齢者が特定できなかった24件を除く428件における被虐待者の総数870人に対するものです。

(4) 被虐待高齢者に対する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計
333人 (38.3%)	537人 (61.7%)	870人 (100.0%)

※被虐待高齢者が特定できなかった24件を除く428件の事例を集計。

(5) 虐待の発生要因

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理感や理念の欠如」となっています。

虐待の発生要因(複数回答)

内 容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	289	66.9
職員のストレスや感情コントロールの問題	104	24.1
倫理感や理念の欠如	54	12.5
虐待を行った職員の性格や資質の問題	52	12.0
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	38	8.8
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	25	5.8
その他	9	2.1

※回答のあった432件の事例を集計。

(6) 被虐待高齢者の要介護状態区分及び認知症日常生活自立度

「要介護4」が28.0%と最も多く、次いで「要介護5」が24.6%、「要介護3」が20.6%であり、合わせて「要介護3以上」が約73.2%と7割を占めました。また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は78.5%となっています。

被虐待高齢者の要介護状態区分

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
人数	0	7	4	48	102	179	244	214	72	870
構成割合 (%)	0.0	0.8	0.5	5.5	11.7	20.6	28.0	24.6	8.3	100.0

※被虐待高齢者が特定できなかった24件を除く428件の事例を集計。

認知症日常生活自立度

	認知症又はなし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	自立度Ⅵ	自立度Ⅶ	自立度Ⅷ	自立度Ⅷ以上	認知症不明	合計
人数	17	37	145	276	137	21	104	(683)	133			870
構成割合 (%)	2.0	4.3	16.7	31.7	15.7	2.4	12.0	(78.5)	15.3			100.0

※被虐待高齢者が特定できなかった24件を除く428件の事例を集計。「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性があります。自立度Ⅱ以上(再掲)は、自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅷ以上、認知症はあるが自立度不明の人数の合計となります。

(7) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の年齢及び職種

虐待を行った養介護従事者等の年齢は「30～39歳」が21.9%と最も多く、次いで「30歳未満」が19.7%、「40～49歳」が18.8%となっています。「40歳未満」が4割以上を占め、職種については、8割以上を介護職が占めています。

虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	102	113	97	78	63	64	517
構成割合 (%)	19.7	21.9	18.8	15.1	12.2	12.4	100.0

※虐待者が特定できなかった57件を除く395件の事例における虐待者の総数517人に対するものとなります。

虐待者の職種

	介護職	内訳			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明			
人数	419	(121)	(140)	(158)	23	23	23
構成割合 (%)	81.0	(28.9)	(33.4)	(37.7)	4.4	4.4	4.4

(続き)

	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	11	16	2	517
構成割合 (%)	2.1	3.1	0.4	100.0

3 名古屋市における養介護施設従事者等による高齢者虐待判断件数（平成29年度）

平成29年度の名古屋市としての虐待判断件数は13件となり、平成28年度の15件からほぼ横ばいとなりました。施設・事業所の種別としては、「介護老人福祉施設」が7件と最も多く、次いで「有料老人ホーム」及び「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」がそれぞれ3件でした。虐待の種別としては、「身体的虐待」が8件と最も多く、次いで「心理的虐待」が5件、「介護等放棄」が3件、「性的虐待」が1件の順でした。

※同一事業所で複数の認定がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断件数の13件と一致しません。

詳細は以下にまとめてあります。

※平成29年度の名古屋市としての虐待判断事例

【身体的虐待】

- ・中指でおでこを打ち付けた。
- ・臀部を蹴り、倒れたところにスリッパを投げつけた。
- ・後頭部を平手で叩いた。
- ・両手をそれぞれ叩いた。
- ・顔を手で押さえつけた。
- ・熱湯を首元から垂らすようにかけ火傷を負わせた。
- ・腹部をくすぐり内出血をさせた。

【心理的虐待】

- ・介護職員の声の大きさや口調により利用者が威圧的に感じたため、怖くてナースコールが押せない状況となった。
- ・利用者に対し、動くな、バカ、アホ等の暴言が日常的にあった。

【介護等放棄】

- ・褥瘡ができてしまった利用者に対し、その後も治療計画等を作成せず、必要なケアを行わず褥瘡が酷くなった。
- ・便失禁している利用者のオムツを交換せずにそのまま食事をさせた。
- ・施設で決められた口腔ケアをしなかった。
- ・夜勤時、オムツを交換しない、陰洗をしないという行為があった。

【性的虐待】

- ・利用者の胸を触ったり、抱きついたりした。

※平成29年度の名古屋市としての虐待判断事例の発覚の端緒

- ・不自然なあざや怪我が発見された。（事故報告、看護記録）
- ・普段から語調、語尾が荒い職員を注視していた。
- ・利用者から「家に帰りたい」等の訴えがあり管理者が詳しく確認した。
- ・職員が他の職員の虐待行為を目撃した。
- ・利用者家族からの訴えがあった。

※平成29年度の名古屋市としての虐待判断事例の発生要因

- ・介護抵抗されたことに対し、腹を立てた。
- ・しつこく絡まれたことにカッとなってしまった。
- ・虐待への認識が不足していた。
- ・認知症の利用者への介護に対する理解が低かった。
- ・虐待が黙認されるような職場の風土と人員不足があった。
- ・虐待に関する教育及び研修体制が不足していた。□
- ・夜間徘徊に対してイライラしてしまった。
- ・利用者との相性が合わずイライラしてしまった。

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防ぐ又は早期に発見するためには、①コンプライアンスの遵守の徹底②公益通報者保護制度の周知③職員間の積極的なコミュニケーション④虐待防止に関する研修・身体拘束廃止に関する研修・接遇に関する研修・認知症に関する研修の実施が有効となります。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

高齢者虐待防止法では、養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、「養介護施設従事者等の**研修の実施**」、「当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの**苦情の処理の体制の整備**」「その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置」を講ずるものとするとなっています（法第20条）。

高齢者虐待防止に関する研修、並びに身体拘束廃止に関する研修、接遇に関する研修、認知症に関する研修等高齢者虐待に関係の深いテーマの研修を事業所の全職員に対して定期的に行うことが求められます。

また、苦情相談窓口の設置が運営基準に規定されていますが、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、相談されやすい事業所となるように工夫をお願いします。

5 養介護施設従事者等による高齢者虐待における通報の義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを**市町村に通報**しなければならないとの義務が課されています（法第21条）。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第21条第6項）、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、**通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない**ことが規定されています（法第21条第7項）。こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

6 養護者による高齢者虐待における通報について

高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを**市町村に通報**しなければならない（法第7条第1項）ほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを**市町村に通報するよう努めなければならない**（法第7条第2項）と規定されています。養護者による高齢者虐待の相談・通報者の集計では介護支援専門員が最も多く、介護保険事業所職員と合わせると全体の3分の1を上回っています。深刻でない虐待事例の通報について法令では努力義務の規定となっておりますが、虐待を受けている高齢者が安心して生活するための支援や高齢者虐待を未然に防止するために、**虐待のサインに気づきやすい介護支援専門員や介護保険事業所職員の協力が必要不可欠**です。

7 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の問題は、「不適切なケア」の問題から連続的に考える必要があります。「不適切なケア」とは、不適切な介護・低い専門性、不適切なサービス、不十分なケア、不適切な関係等のことを指します。虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や、その周辺の「グレーゾーン」行為があります。さらにさかのぼれば、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されることで、蓄積・エスカレートする状況があります。そのため、「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘む取り組みが求められています。

また、介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

介護保険指定基準上「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は、身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、全ての場合について、身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要となります。

養介護施設においては多数の高齢者が生活していますが、業務をこなすために流れ作業的なケアを実施する中でも身体拘束や心理的虐待が発生しております。高齢者の尊厳を尊重するという視点から、高齢者一人ひとりに対して個別ケアを実践することも重要になります。

法令の趣旨を踏まえ、養介護施設従事者等による高齢者虐待をなくすため、定期的に、虐待防止に関する研修、身体拘束廃止に関する研修、接遇に関する研修、認知症に関する研修の実施をし、実際にケアに当たる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体でサービス向上に向けた取り組みをお願いします。

介護サービスの提供による事故等発生時の本市への連絡について

1 対象となる事業所・施設

居宅サービス事業所、地域密着型（介護予防）サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、通所サービスの設備を利用し宿泊サービスを実施している事業所、住宅型有料老人ホーム、介護予防・生活支援サービス事業

（※①事業所・施設が市外に所在するが、利用者が名古屋市民である場合、②事業所・施設が市内に所在するが、利用者が名古屋市民ではない場合も報告を要する）

2 本市への連絡が必要な事故等

以下の事故については、原因の如何にかかわらず、全て本市に連絡する。

(1) 対人（利用者）事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者が死亡した場合（※）、医療機関における治療を必要とした場合（軽微な治療（湿布の貼付、軽易な切り傷への消毒実施など）は除く）、利用者トラブルが発生した場合、利用者等に賠償金等を支払った場合又はエスケープ

(2) 対物事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者等の保有する財物を毀損若しくは滅失したため賠償金等を支払った場合（代わりの物を購入した場合も含む）、利用者等の個人情報 が流失した場合又は利用者等とトラブルが発生した場合

(3) 感染症の発生 「事故報告書（食中毒又は感染症用）」にて報告

介護サービスの利用者が食中毒又は結核等の感染症に罹患した場合、又は、疥癬、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が施設内で発生し、利用者等が罹患した場合。具体的には、①事業所全体で10名以上（一日あたり）が罹患した場合、②1ユニットのうち半数以上が罹患した場合、③感染症による死亡者が発生した場合、④その他事業所の運営に重大な支障を来すおそれがあり、管理者が報告を必要と認めた場合。

※介護サービスの提供に伴い発生した事故によらない病死の場合は（3）を除いて報告不要

3 本市への連絡方法

前記2に該当する事故が発生した場合は、別紙「事故報告書」「事故報告書（食中毒又は感染症用）」に必要事項を記載の上、**速やかに**ファックス又は郵送にて連絡を行うものとする。

なお、別紙「事故報告書」により難しい場合は、事業所又は施設において定めた所定の様式に代えることもできるが、別紙「事故報告書」の全ての事項について必ず記載すること。

4 本市の連絡先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係 FAX 052-972-4147

問合せ先	サービスの種類	電話番号
	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護	052-972-2592
	上記以外のサービス	052-972-3087

5 留意事項

事故が発生した場合は、本市への連絡を行う前に、速やかに利用者の家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施すこと。

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市健康福祉局介護保険課長

介護サービスの提供に伴い発生した事故等について、下記のとおり報告します。

1 事業所又は施設の詳細

サービスの種類	事業所（又は施設）所在地	
事業所番号	事業所（又は施設）名称	法人名

2 区分（該当する番号に○を付すこと）

【 (1)対 人 事 故 / (2)対 物 事 故 / (3)その他 】

3 対象者

被 保 険 者 番 号										
(ふりがな) 被保険者氏名	M・T・S 年 月 日生 (歳)									男 ・ 女
被保険者住所 電話番号	Tel ()									—
要支援状態区分	要支援1・要支援2・事業対象者									
要介護状態区分	要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5									

4 発生日時

平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃

5 被害の状況

対 人 事 故		対 物 事 故
診断（例：骨折、誤嚥、死亡）	事故部位（例：左手首）	毀損・滅失物

6 事故発生場所（該当するものに○を付すこと。）

〔 居室 食堂 リビング デイルーム トイレ 浴室
廊下 階段 玄関 不明 その他 () 〕

7 事故発生時の状況および事故発生後の対応

（事故発生原因、事故発生時の状況、事故の程度、対応職員名及び対応状況、事故発生後の対応経過を簡潔かつ詳細に記入すること。なお、事故の発生場所が判明している場合は、見取図も添付すること。）

8 再発防止にかかる管理者の所見

（再発防止の取り組み内容を簡潔に記載すること。）
管理者氏名： (連絡先：Tel () —)

※本様式で全ての内容が記載できない場合は、本様式に別紙を添付し報告すること。

事故報告書（食中毒又は感染症用）

平成 年 月 日

（あて先）名古屋市健康福祉局介護保険課長

食中毒又は感染症の発生について、下記のとおり報告します。

1 事業所又は施設の詳細

サービスの種類	事業所（又は施設）所在地	
事業所番号	事業所（又は施設）名称	法人名

2 疾患名

【 】

3 報告理由（例：事業所全体で10名以上が罹患したため 等）

【 】

4 対象者

入所者	人中	人（うち入院者	人）
通所者	人中	人（うち入院者	人）
職員	人中	人（うち入院者	人）

5 発生日（最初に患者が発生した日）

平成 年 月 日

6 発症者の主な症状（該当するものに○を付すこと。）

〔 1下痢 2 嘔吐 3腹痛 4発熱 5 咳、咽頭痛、鼻水 6発疹、皮膚の異常 7その他（ ） 〕

7 発生の経緯（発見の端緒、感染経路 など）

8 事業所又は施設の措置、対応（施設運営内容の変更、保健所の指示 など）

管理者氏名：

（連絡先：TEL（ ） — ）

※本様式で全ての内容が記載できない場合は、本様式に別紙を添付し報告すること。

食品衛生について

1 食中毒・感染症を防ぎましょう

毎年ノロウイルスやカンピロバクターの患者数が多く発生する傾向にありますが、昨年度はサルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌やウェルシュ菌の細菌性食中毒、アニキサスの寄生虫食中毒、動物性自然毒や植物性自然毒の食中毒も発生しています。

今一度、食中毒・感染症マニュアルを確認するとともに、手洗いの徹底をお願いします。

2 食中毒の3原則について

食中毒は、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発生します。食中毒を防ぐためには、「**食中毒菌を付けない**」、食べ物に付着した「**食中毒菌を増やさない**」、食べ物や調理器具に付着した「**食中毒菌を殺す**」という3つのことが原則となります。



3 有毒植物による食中毒について（お願い）

山菜狩りなどで誤って有毒な野菜を採取し、食べたことにより、食中毒が全国で発生しており、高齢者の事例が高い割合を占めています。

つきましては、有害植物による食中毒の発生予防について、NAGOYA かいごネットにアップしているリーフレット等を活用していただき、社会福祉施設等にてお知らせいただきますようお願いいたします。

※2018年5月11日に事業者向け NAGOYA かいごネットのページに「有害植物による食中毒防止の徹底について」をアップしております。

4 ノロウイルス食中毒について

<ノロウイルスの感染経路>

① 手洗いが不十分で調理され、汚染された食品を食べた場合

トイレ後の手洗いが不十分であると、ウイルスの残存した手で食品に触れることになり、食品が汚染され、食中毒が起ります。

② 吐物や便を処理する際に感染する場合

患者の吐物を処理する際に、汚染された人の手指、器具、床などを介して、口からウイルスが入り、感染します。

③ 生や加熱が不十分な二枚貝を食べた場合

海へ流出したウイルスが、カキなどの二枚貝に蓄積され、それを生または加熱不足で食べることで発症します。



**食べ物の中では増えません！
ヒトのおなかで増殖します！
ヒトからヒトにうつります！**

<予防方法>

① しっかり手洗い

調理前、食事前、トイレの後、オムツ交換、吐物の処理後は、特に念入りに手を洗いましょう。

② 食品の中心部まで十分加熱

食品は中心温度 85℃～90℃で 90 秒以上加熱しましょう。

加熱調理後も、再汚染のないよう取扱いに注意しましょう。

③ 調理器具などの洗浄・消毒

ノロウイルスには、アルコールや逆性せっけんはあまり効果がありません。

まな板、包丁、食器、ふきん等は、十分に洗浄した後、熱湯（85～90℃で 90 秒以上）又は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 200ppm）で消毒しましょう。

④ 調理する人の体調に注意

下痢や嘔吐などの症状がある場合は、ノロウイルスに感染している可能性がありますので、直接食品に触れる作業は控えましょう。

症状がなくても感染している場合があります。日頃から手洗いをしっかり行い、使い捨て手袋を使用するなどして、食品の汚染や他の人への感染を予防しましょう。

⑤ 患者の吐物は適切に処理

患者の吐物や便には感染力のあるウイルスが残っている可能性があります。乾燥してウイルスが飛び散らないように、速やかに処理をしましょう。

食中毒

食中毒の原因となる主な細菌・ウイルス・寄生虫

名前	分類	特徴	主な原因食品	発症までの時間	主な症状	予防方法
ノロウイルス	感染型	・人の小腸でのみ繁殖し、便とともに排泄され、下水や河川から海に流入し、カギなどの二枚貝に取り込まれます。 ・感染すると、症状回復後もしばらくの間、便とともにウイルスが排泄されます。	・調理従事者を介して汚染された食品 ・カギなどの二枚貝(生・加熱不十分)	24～48時間	吐き気 おう吐 下痢 発熱	・食品は中心部まで十分に加熱しましょう(85～90℃ 90秒以上) ・調理前、トイレの後は、手洗いをしっかりとしましょう。 ・下痢やおう吐などの症状がある時は、食品に直接触れないように注意しましょう。
カンピロバクター	感染型	・鶏・牛・豚・ペットなどの腸管内に存在します。特に鶏肉から多く見つかります。 ・食品についた菌の量が少なくても発症します。	鶏の刺身 霜降り 鶏肉料理	平均2～3日	腹痛 下痢 発熱 おう吐	・鶏肉を保存するときは専用容器に入れて、他の食品と接触しないようにしましょう。 ・中心部まで十分に加熱しましょう。 ・ペットを触った後は、手を良く洗いましょう。
サルモネラ属菌	感染型	・鶏・牛・豚・ペットなどの腸管内に存在します。鶏卵からも見つかります。 ・子どもや高齢者、抵抗力の低い人では重症となることがあります。	鶏卵、鶏肉 豚肉 卵を使用した生菓子	平均12時間	腹痛 下痢 発熱(38℃程度) おう吐	・食肉や卵は、十分に加熱しましょう。 ・卵は冷蔵庫で保管し、早めに食べましょう。 ・ペットを触った後は、手をよく洗いましょう。
腸炎ビブリオ	感染型	・海の泥土に存在し海水温が上昇すると活発に動き出して、海水中へと移り、魚介類に付着します。 ・適当な温度、水分、塩分があると非常に速く増殖します。	魚介類の刺身 寿司	平均12時間	腹痛 下痢 おう吐 発熱	・魚介類は冷蔵保存。刺身、寿司は冷蔵庫から出したら早めに食べましょう。 ・魚介類は真水でよく洗いましょう。 ・魚介類を取り扱った後、手、調理器具は十分洗浄、消毒しましょう。 ・中心部までしっかりと加熱して食べましょう。
腸管出血性大腸菌O-157	感染型	・牛などの家畜の腸管内に存在します。 ・「ペロ毒素」という強力な毒素を発生し、子どもや高齢者など抵抗力の低い人では重症となることがあります。 ・感染力が強く、食品についた菌の量が少なくても発症します。	牛レバー刺し ユッケ、焼肉 サイコロステーキ	2～7日	下痢 血便 腹痛 発熱 おう吐	・食肉は中心部まで十分に加熱して食べましょう。 ・生肉、生レバーを食べないようにしましょう。 ・食肉を取り扱った後、手、調理器具は十分洗浄、消毒しましょう。
ウェルシュ菌	感染型	・人や動物の腸内、土壌、下水等に広く存在します。 ・熱に強い画法を作るため、100℃、1～6時間の加熱でも生き残ります。 ・腸管に達した菌は、毒素を作り、食中毒になります。	煮込み料理(カレー、シチュー) 煮物(肉、魚、野菜)	6～18時間 (平均10時間)	下痢 腹痛 おう吐	・前日調理は避け、加熱調理食品はなるべく早く食べましょう。 ・加熱調理した食品を保存する場合は、小分けするなどして素早く中心部まで冷却し、低温で保存しましょう。 ・カレー等を再加熱する場合は、よくかき混ぜながら十分に加熱しましょう。 ・適切な手洗いや調理器具の殺菌などを実施し、清潔な調理を心がけましょう。
黄色ブドウ球菌	毒素型	・人の鼻腔、手指、毛髪など(特に傷や化膿しているところ)についています。 ・食品の中で増殖するときに、熱に強い毒素を作り出し、毒素による食中毒を起こします。	おにぎり 弁当 生菓子	1～5時間 (平均3時間)	吐き気 おう吐 腹痛	・手洗いをしっかりと行いましょう。 ・特に手や指に傷がある時には、食品に直接触れないように注意しましょう。
アニサキス	寄生虫	・アニサキス幼虫が寄生している生鮮魚介類を生(不十分な冷凍又は加熱のものを含みます)で食べること、アニサキス幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒(アニサキス症)を引き起こします。	サケ、タラ、サバ、 サンマ、イカの刺身	1～36時間	腹痛 悪寒 おう吐	・魚を購入する際は、新鮮な魚を選びましょう。また、1匹で購入した際は、速やかに内臓を取り除きましょう。 ・内臓を生で食べないようにしましょう。 ・目視で確認して、アニサキス幼虫を除去しましょう。

感染型：付着した細菌やウイルスそのものによって起こる食中毒

毒素型：付着した細菌が増殖するときに産生する毒素によって起こる食中毒

食中毒を防ぐには、食中毒を起こす細菌やウイルス、寄生虫の特徴を知ることが大切です。

有料老人ホームの届出について

～老人福祉法第29条～

有料老人ホームとは、老人を入居させ、次のいずれかのサービスを提供する（予定も含みます）居住施設です。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 入浴、排せつ、食事の介護 | ② 食事の提供 |
| ③ 洗濯、清掃などの家事 | ④ 健康管理 |

Q：高齢者が数名しか入居していない場合は、有料老人ホームに該当しますか。

A：入居要件を専ら高齢者（老人）に限らず、高齢者以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームには該当しません。ただし、入居要件では高齢者以外も入居できるとしつつ意図的に高齢者を集めて入居させている場合や、数名であっても対象を高齢者に絞っている場合は有料老人ホームの届出が必要になることもあります。

Q：入居サービス又は介護等サービスを、委託して運営する場合又は別法人が運営する場合も、有料老人ホームに該当しますか。

A：それぞれのサービスを委託して運営する場合や別法人が運営する場合であっても、斡旋・紹介するなどにより一体的な運営が認められれば、該当します。

有料老人ホームに該当する場合には、あらかじめ届出が必要です。

Q：なぜ届出が必要なのですか。（老人福祉法の趣旨）

A：有料老人ホームは、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であることから、あらかじめ事業者と行政との連携体制を構築しておくためです。

Q：有料老人ホームに該当する場合には、必ず届出が必要ですか。

A：老人福祉法第29条で定められており、届出が必要です。

有料老人ホームにおける居住の質を確保するため、「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」で構造設備などの基準を定めています。

Q：「指針」には、どのような内容が定められていますか。

A：入居する高齢者の福祉向上と安定的継続的な施設運営を図るため、構造設備や管理運営に関する事項を定め、質の高い施設運営を目指すものです。

Q：構造設備などが「指針」の基準に適合できない場合も、届出は必要ですか。

A：基準に適合できない場合であっても届出が必要ですので、下記の窓口へご相談ください。

届出・相談 窓 口	名古屋市役所 健康福祉局 介護保険課 指導係 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL:052-972-3087 FAX:052-972-4147
指針・手続 関 係 情 報	NAGOYAかいごネットに掲載しています。 「事業者向けページ」-「有料老人ホームの届出」

30 健介保第 497 号
平成 30 年 6 月 28 日

市内有料老人ホーム 管理者 様
市内サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

厚生労働省が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正に伴い、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正しましたので、通知します。なお、当該通知は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にも送付しております。

1 主な改正内容

(1) 人員配置の明確化（指針 7－(1)－ウ－(ア)、(イ)）

これまで、当該指針においては明確にされていなかった 24 時間切れ目のない職員配置等について、明確化したもの。

(2) 個人情報の取扱い（指針 8－(4)）

「医療・介護関係従業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 24 日・厚生労働省）」が廃止されたため、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日・厚生労働省）」へ変更したもの。

(3) 身体拘束等の適正化（指針 9－(8)）

平成 30 年度介護報酬改定において、指定特定施設等における身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等が義務づけられたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるもの。

(4) 前払金保全措置義務（指針 11－(2)－イ）

老人福祉法の改正により前払金保全措置の義務の対象が拡大されたため、平成 18 年 3 月 31 日までに届出のされた有料老人ホームについての取扱いを変更するもの。

(5) 有料老人ホーム情報の報告（指針 13－(3)、様式 1）

老人福祉法の改正により有料老人ホーム情報の報告が義務づけられ、さらに、その報告事項も老人福祉法施行規則別表第 1 にて定められた。これらの報告義務及び報告の様式について追加するもの。

(6) 重要事項説明書の様式変更について

- ア 平成 30 年度介護報酬改定にかかる特定施設入居者生活介護の加算を追加
- イ 事業者が名古屋市内で運営する他の介護サービス事業について、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を削除し、総合事業及び介護医療院を追加
- ウ 従来より分かりにくいと指摘されていた「4. サービスの内容」の一部について表記を変更

なお、これまで同様に、必要に応じて項目等の削除をすることは差し支えない。

(7) 名古屋市有料老人ホーム立入検査資料の様式変更について

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針及び水防法・土砂災害防止法の改正に伴い、当該立入検査資料についても次の項目を追加するもの。

- ア 住宅型有料老人ホームの 24 時間切れ目のない職員配置
- イ 身体拘束等適正化について
- ウ 水防法及び土砂災害防止法関連

2 本通知の施行期日

平成 30 年 7 月 1 日から施行します。

3 その他

改正後の指針等については、NAGOYA かいごネットに掲載しております。

NAGOYA かいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係

電話：052-972-3087

FAX：052-972-4147

E-Mail：a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市介護サービス事業者 自己評価・ユーザー評価事業のご案内

サービスの質を確保するためには、介護サービス事業者が提供するサービスについての評価が行われ、その結果が市民に情報提供されることが大切です。

そのため、名古屋市では、名介研と名古屋市が共催で、事業者が自らのサービスの提供の現状を正しく把握し事業運営の改善に繋げること、及び評価結果の公表を通じて市民が事業者を選択する際の指標とすることを目的とした、「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」を16年に渡り実施しています。

是非、事業者「自ら」で利用者の協力を得て、

名古屋市の良質な介護サービスを育てていきませんか！？

□ 評価事業に参加する意義とは！？

1. 法令の遵守

介護保険法に定める「介護サービスの質の評価」を実施することができます。

2. 利用者の満足度や信頼感のアップ

提供しているサービスに対する利用者の声を直接聞くことで、的確かつ迅速な対応が可能となり、利用者の満足度や信頼感をアップさせることができます。

3. 他の事業者との相対比較

評価結果を活用し、同サービスを提供している他の事業者と比較することで、サービス水準の相対的な位置関係を知ることができます。

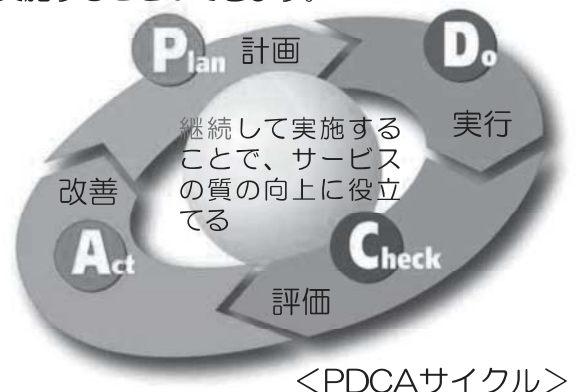
4. 意識改革

事業運営における課題や改善目標が明確になることで、従業員のモチベーションの向上と言った意識改革が図れます。

5. 事業運営における改善点の発見と改善効果の測定

自己評価を通じて自ら改善点を発見するとともに、利用者の評価結果と比較することで事業者自身では気づかない改善点を発見することができます。

また、毎年継続して参加することで、前年度の評価結果に対して取り組んだ業務改善の効果を確認することができます。＜PDCAサイクル＞



□ 評価方法はどのようなものですか？

この評価事業は、『サービスを提供する事業者とサービスを提供される利用者双方が、同じ項目（質問）について評価を行い、双方の意識（評価）の差を比較し、その乖離部分を把握する』という方法で行います。この方法は、「名古屋方式」として、厚生労働省はじめ全国の自治体からも高い評価と関心を集めています。

※ 評価結果や参加事業所一覧等の詳細は、NAGOYAかいごネットをご覧ください。

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における 自己評価・ユーザー評価参加加算について

1 対象事業所

- (1) 生活支援型訪問サービス指定事業所
- (2) ミニデイ型通所サービス指定事業所
- (3) 運動型通所サービス指定事業所

2 加算の概要

上記1の対象事業所が、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業を前年度において実施した場合、1月につき所定単位数を加算します。

平成30年度に実施した場合、平成31年度に算定可能となります。

3 所定単位数

20単位／月

4 算定にあたっての留意事項

本加算は、上記1の対象事業所についてのユーザー評価を前年度において実施した場合に、実施した当該事業所においてのみ算定可となります。

対象事業所を他のサービスと一体的に運営している場合、他のサービスのユーザー評価を実施しても、上記1のサービスについてユーザー評価を実施しなければ、本加算を算定することはできません。

※例：訪問介護と介護予防訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスを一体的に実施している場合、生活支援型訪問サービス部分のユーザー評価を実施した場合のみ、次年度に生活支援型訪問サービスにおいて算定が可能となります。

平成29年度にユーザー評価を実施した事業所が、平成30年度算定対象となります。

5 ユーザー評価の詳細及び申込方法

以下のウェブサイトにてご確認ください。

＊「名古屋市介護サービス事業者連絡研究会」

<http://www.meikaiken.gr.jp/>

＊「NAGOYA かいごネット」

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>

(参考)平成29年度実施時のスケジュール

＊参加申込締切 9月下旬

＊自己評価・ユーザー評価の実施 10月～11月頃

＊評価結果の公表(NAGOYA かいごネット) 次年度6月頃

施設入所者が死亡した際の取扱について

1 趣旨

近年、施設職員が利用者の預り金を不正に使用していたという事件が全国的に発生しています。利用者や市民の期待を裏切ることのないよう、預り金については、改めて厳正な管理を徹底されるようお願いします。

なお、施設入所者が死亡した場合の遺留金品の取り扱いについて、頻繁にお問い合わせをいただいております。遺体の引取者がいる場合には、葬儀執行や遺留金品の処分は通常身元引受人が行います。遺体の引取者がいない場合、各区の担当課にご連絡いただくこととなります。

つきましては、それぞれの場合の取り扱いについて「2 施設入所者が死亡した場合の取扱」のとおり整理いたしましたので、遺留金品を適切に取り扱っていただくようお願いいたします。

2 施設入所者が死亡した場合の取扱

施設	区分		葬儀執行者	遺留金品
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	遺体の引取者がいる場合		扶養義務者（通常は身元引受人）	相続人（通常は身元引受人）に引渡
	遺体の引取者がいない場合	生活保護受給者	市（区保護課） …葬祭を行う者があるときは、その者に葬祭扶助を行うことができる	市が保管、葬儀費に充当
		老人福祉法の被措置者（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）	市（区福祉課） …施設に委託する措置をとることができる	
		上記以外の者	市（区総務課）	

平成 30 年度社会福祉施設等実態調査について

名古屋市保健所健康部環境薬務課

近年、レジオネラ症患者数が増加傾向にあります。レジオネラ症の主な感染経路としては、入浴設備や冷却塔などで増殖したレジオネラ属菌を含んだ細かい水滴を吸い込むことが挙げられます。免疫力が低下した高齢者はレジオネラ症感染後発症するリスクが高く、死に至るケースも報告されています。環境薬務課では、建築物の設備の衛生管理について指導・助言を行っており、このような事故が起こらないよう、特に高齢者が利用する施設に対して設備の適切な管理方法を啓発していきたいと考えております。

今年度は、特別養護老人ホーム及び高齢者デイサービス施設を対象に下記のと通りの調査を計画していますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1 調査対象

- (1) 特別養護老人ホーム 約 80 施設
- (2) 高齢者デイサービス（定員 30 人以上） 約 80 施設

2 調査期間

- (1) 特別養護老人ホーム 平成 30 年 7 月から平成 30 年 12 月まで
- (2) 高齢者デイサービス 平成 30 年 9 月から平成 31 年 2 月まで

3 調査実施保健センター

- (1) 千種保健センター環境薬務室（TEL：753-1973）
千種区、昭和区、瑞穂区、名東区の施設調査を実施します。
- (2) 中村保健センター環境薬務室（TEL：481-2217）
西区、中村区、熱田区、中川区の施設調査を実施します。
- (3) 中保健センター環境薬務室（TEL：265-2256）
東区、北区、中区、守山区の施設調査を実施します。
- (4) 南保健センター環境薬務室（TEL：614-2862）
港区、南区、緑区、天白区の施設調査を実施します。

4 調査内容

(1) 特別養護老人ホーム

共同浴槽の浴槽水を採水するとともに、現場にて遊離残留塩素濃度等の簡単な科学的検査を実施します。採水した浴槽水は保健センターへ持ち帰り、LAMP 法によるレジオネラ属菌の検査を実施します。調査結果については、後日報告書を送付してお知らせするとともに、必要に応じ改善提案します。

(2) 高齢者デイサービス（定員 30 人以上）

空調設備や入浴設備、給水・給湯設備等の設置状況、維持管理状況の聞き取りや設備の確認をします。また、設備に応じてその場でできる簡単な科学的検査も行う予定です。調査結果については、後日報告書を送付してお知らせするとともに、必要に応じ改善提案します。

【調査の実施にあたってのお願い】

- ① 調査を円滑に進めるため、事前に保健センターの職員が電話等により連絡し、当日の段取りを調整させていただきますので、ご承知おきください。
- ② 特別養護老人ホームについては、浴槽にお湯が入っている時間帯に調査を実施させていただくようお願いします。
- ③ 高齢者デイサービスについては、事前に施設の図面や設備のカatalog、管理日誌等があればご準備をお願いします。

レジオネラ症とは

レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）を吸い込むことで感染する感染症です。レジオネラ属菌は本来、土や河川など自然環境中に生息しており、自然界ではそれほど増えませんが、入浴設備や冷却塔などの人工の水環境に発生する生物膜（ぬめり）の中で特に増殖しやすいと言われています。

LAMP 法とは

レジオネラ属菌由来の遺伝子（DNA）の有無を調べる検査法です。レジオネラ属菌の生死にかかわらず遺伝子を検出します。

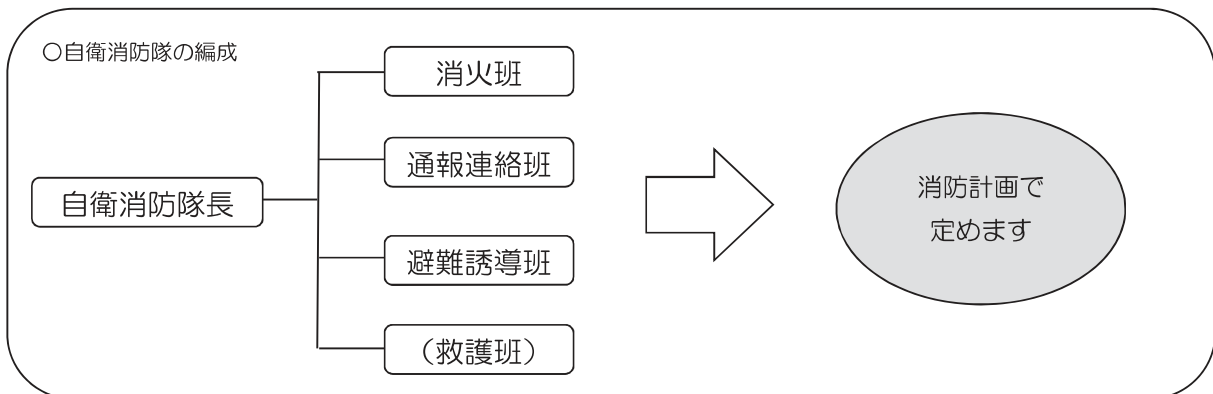
保健センターにおいて浴槽水の検査を実施し、結果に基づき適切な維持管理について助言をします。

名古屋市保健所健康部
環境薬務課環境衛生係 052-972-2644

自分たちの施設を守るために（お願い）

自衛消防の組織（自衛消防隊）とは

自衛消防隊は、火災等が発生した場合に、消防隊が到着するまでの間、自分たちの施設を自分たちで守るための組織です。



1. 消火班
 - ① 消火器、水バケツ等を使用し、初期消火する。（火災を知らせる。）
 - ② 屋内消火栓設備その他の消火設備で消火する。

チェックポイント

- ☐ 消火器の使い方は分かりますか。実際に放射したことがありますか。
- ☐ 放射時間はどれくらいですか。
- ☐ どれくらいの火勢までなら消火器を使いますか。
- ☐ 屋内消火栓設備は使えますか。
- ☐ 屋内消火栓は1号タイプですか。2号タイプですか。

2. 通報連絡班
 - ① 非常ベルを使って出火を知らせる。
 - ② 119番に通報し、在館者にも出火を知らせる。
 - ③ 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。
 - ④ 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。

チェックポイント

- ☐ 「火事だー、火事だー」と大きな声が出せますか。
- ☐ 非常ベルは押せますか。（非常ベルのボタンの場所は分かりますか）
- ☐ 119番通報の際、どのような内容を伝えますか。
- ☐ 落ち着いて、間違えずに伝えられますか。
- ☐ 通報連絡班やその他従業員への連絡方法は何ですか。

3. 避難誘導班 ① 安全な通路を利用して避難誘導を行う。

② 避難誘導は、大声で簡潔に行い、パニックを防ぐ。

チェックポイント

- ☐ 火災の発生場所に応じた避難経路を理解していますか。
- ☐ 状況に応じて滞留避難を選択できますか。（安全な部屋等で待機する）
- ☐ 落ち着いて誘導が出来ますか。
- ☐ 迅速・的確な避難者管理ができますか。
- ☐ どこで出火したのか、在館者に伝えられますか。

4. 搬出救護班 ① 負傷者及び被救助者の応急救護にあたる。

② 救急隊との連携、情報の提供にあたる。

チェックポイント

- ☐ 救急箱はすぐに使えますか。
- ☐ 簡単な処置（手当）ができますか。
- ☐ 搬送器具はありますか。（置いてある場所は知っていますか）
- ☐ 心肺蘇生法はできますか。
- ☐ AEDは使えますか。

通常、消防計画に定める自衛消防組織では、消火班、通報連絡班、避難誘導班などの役割が個人名等で記されていて、誰が何をするかがあらかじめ決められています。

しかし、火災はいつ、どこで発生するか分からず、火災の発生を誰が覚知するかも分かりません。

したがって、消防計画で初期消火を行うこととなっている初期消火班の人が、一番はじめに火災の発生した場所に到着するとは限りませんから、実際には、はじめに火災を発見した人が初期消火を行わなければいけません。また、火災の状況等によっては初期消火よりも 119 番通報が優先される場合など、状況に応じた行動が求められます。

つまり、理想的な自衛消防組織の活動とは、消防計画で決められている役割とは関係なく、誰もが状況に応じた判断をして適切な行動ができるようにすることです。訓練を繰り返して、いろいろな役割を経験し、有事の際には誰もが初期消火、119番通報、避難誘導等が一通りできるようになることを目指しましょう。

効果的な消防訓練のために

○まずは、**基礎訓練の実施**をお願いします。

＜基礎訓練の例＞

- ① **消火訓練**（消火器や屋内消火栓を使用した初期消火の訓練）
- ② **通報訓練**（発災の確認後、建物内に周知し消防機関に通報する訓練）
- ③ **避難・誘導**（訓練建物内に発災を知らせ、避難・誘導の訓練）

○基礎訓練だけではなく、**実際の火災等を想定した訓練**が大切です。

訓練の想定を考えていくためにも、自分たちの施設について、スタッフの人数、入居者の状態、施設の構造、配置等を把握し、どのような初期消火方法や通報方法、避難方法が最適かについてあらかじめ計画（想定）しておくことが重要となります。

計画を基に訓練を行い、改善点などを洗い出し、対策を検討し、次の訓練につなげていく、という流れを繰り返し行うことで火災等への対応力は向上していきます。

理想的な訓練の流れ

計画に基づいた訓練の実施



問題点、改善点の洗い出し



ソフト面、ハード面の強化を検討



再度、問題点等を踏まえた訓練の実施（問題点の解消）



訓練の反復 すべての従業員等が訓練を経験できるよう訓練の実施を継続していく



自分たちの施設に最適な対応方法を見つけていく



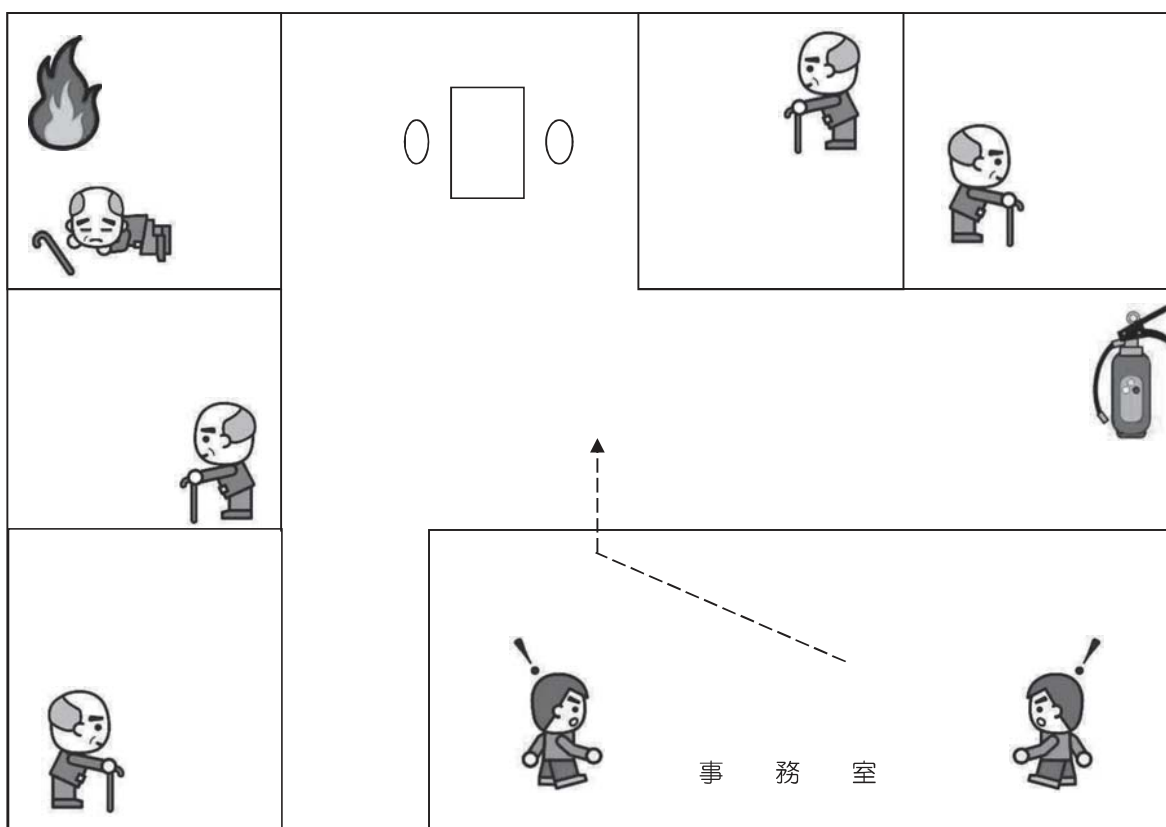
F I G（図上火災演習）について

多くの施設においては、日常業務が多忙であり、入所者もいることから、なかなか消防訓練が実施されていないのが現状となっています。

しかし、消防訓練を実施していないと、有事の際にはパニックになってしまい、何をしてもよく分からず、結果的に何もできなかったということになりかねません。

そこで、限られた時間を利用して有事の際の初動対応を確認するために、F I G（図上火災演習（Fire Image Gameの略））が有効です。

F I Gとは、机上での火災想定に従い、個々の担当がどのような動きをしてどのようなことに注意して行動するかを確認するものです。これにより火災時のイメージを皆で共有し、具体的な個々の行動や注意点（問題点）を明らかにし、火災時の対応要領を学ぶことができます。また、図上訓練なのでいろいろな想定で演習を行うことが簡単で、柔軟な対応方法を身に付けることができます。



《 F I Gで使用する図面例 》

社会福祉施設の職員の方へ

いざという時に、利用者と職員の皆様の
大切な命を守るように、

職員が少なくなる

夜間を想定した 消防訓練



を行いましょう！

夜間に発生した火災で、多くの高齢者が亡くなっています。
原因の多くは・・・

○119番通報

○初期消火

○避難誘導

が、適切に
行われていなかった！



なぜ、できなかったのか？

一人で恐かった

一度も訓練を
行ったことがなかった



設備の使い方が
わからなかった

パニックになった

悩んでいるのは、あなただけではありません。
一緒に火災の時に慌てない訓練の方法を考えましょう！

裏へ

訓練のポイントは裏面に

名古屋市消防局

最初の消防隊が到着するまでの 約**5分間** にできることは限られています。
いざという時に迅速的確に行動が行えるよう
日頃から訓練を行ってください。

訓練に取り入れる内容



職員全員が反復して消防訓練を実施し、
 自分たちの施設に合った火災時の対応を身に付けていきましょう!

◆ご不明な点は名古屋市内の各消防署予防課までお問い合わせください。

千種消防署	764-0119	中村消防署	481-0119	熱田消防署	671-0119	守山消防署	791-0119
東消防署	935-0119	中消防署	231-0119	中川消防署	363-0119	緑消防署	896-0119
北消防署	981-0119	昭和消防署	841-0119	港消防署	661-0119	名東消防署	703-0119
西消防署	521-0119	瑞穂消防署	852-0119	南消防署	825-0119	天白消防署	801-0119

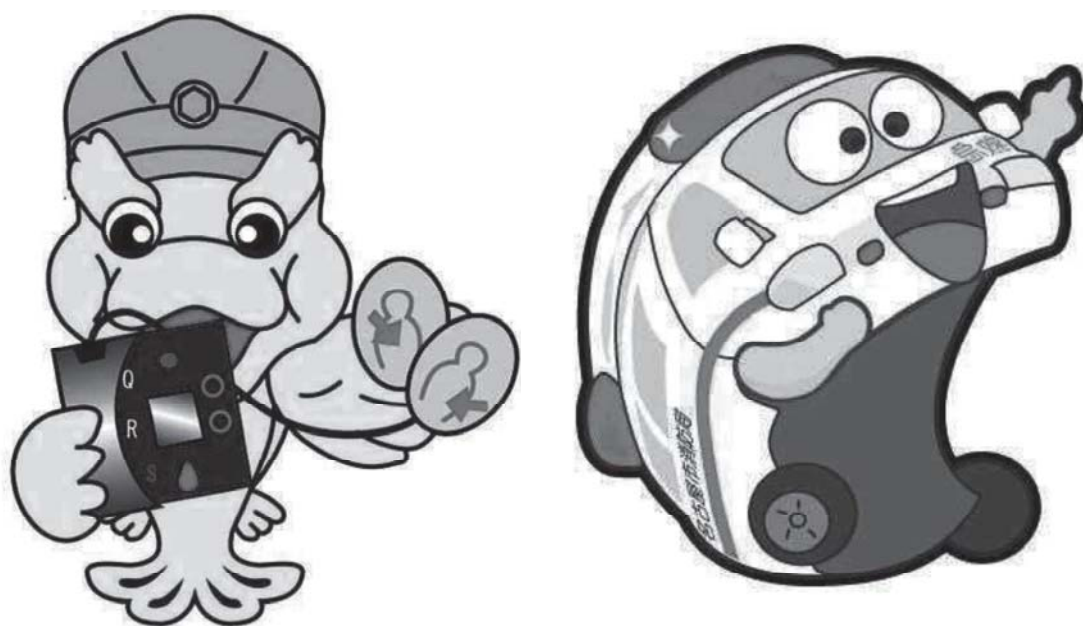
平成28年3月 消防局予防課

※この印刷物は古紙/リルフを含む再生紙を使用しています。

救急要請の手引き

介護老人保健施設・老人福祉施設等における

救急ガイドブック



名古屋市消防局

(平成30年6月)

はじめに

名古屋市の救急出動件数は、全国的な傾向と同様に**増加の一途**をたどっており、高齢化を背景に介護老人保健施設・老人福祉施設等（以下「老人施設等」と言います）からの救急出動件数も増加しています。そのため救急車の到着の遅れや、傷病者の方を医療機関に収容するまでの時間の遅れが懸念されています。このことから、名古屋市では迅速に救急車を出動させる**体制の確保**や、救急事故の発生を未然に防ぐ**救急予防の啓発**など、増加する救急需要に対する総合的な救急需要対策を推進しているところです。

この手引きは、老人施設等の職員の方々へ、施設内でできる病気やけがの予防方法の紹介や、緊急時の救急対応を円滑に行えるように作成しました。

また緊急かどうか判断に迷った時に、緊急度判定を支援するアプリの紹介や、患者等搬送事業認定事業者の一覧も掲載してありますので、ぜひご活用いただければと思います。

目 次

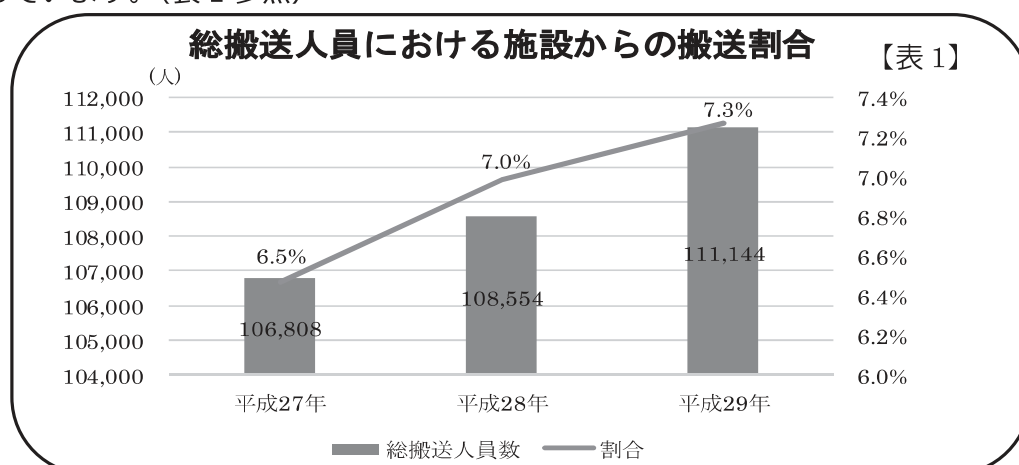
- 1 名古屋市における救急概要と老人施設等からの救急要請・ 1
- 2 施設内での救急事故の予防と対策・・・・・・・・・・ 2～3
- 3 119番通報にあたって・・・・・・・・・・ 4
- 4 救急要請対応フロー・・・・・・・・・・ 5
- 5 消防局からのお願い・・・・・・・・・・ 6～7
- ※ 救急隊への情報提供表及び見本・・・・ 別添1～別添1－2
- ※ 名古屋市内患者等搬送事業認定事業者一覧・・・・ 別添2

1 名古屋市における救急概要と老人施設等からの救急要請

名古屋市の平成 29 年中の救急出動件数は、125,789 件にのぼり、**4.2 分**に 1 回のペースで救急車が出動している計算となり、市内の各消防署等にて待機する **42 台**の救急車で対応しています（平成 30 年 4 月現在）。

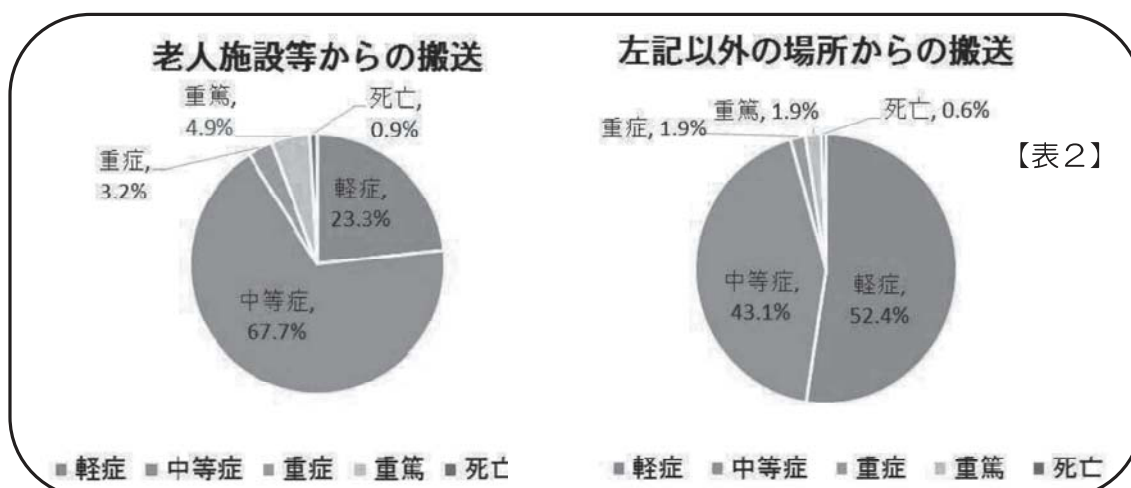
度重なる救急出動によって、救急車の到着の遅れや、傷病者の方を医療機関に収容するまでの時間の遅れが懸念されることから、救急出動が重なる時期には各消防署に臨時に救急隊を増やして対応しているところです。

また、同年の救急搬送人員は 111,144 人であり、このうち **7.3%**にあたる 8,083 人が老人施設等から救急搬送されており、総救急搬送人数に占める割合・人数とも年々増加しています。（表 1 参照）



老人施設等で発生した救急の詳細をみると、急病では肺炎、心不全、脳梗塞などの疾患が多く、一般負傷では転倒による大腿骨の骨折、頭部のけが、また食べ物による窒息が多くみられました。

さらに老人施設等から搬送された方の **76%**が中等症以上と診断されており、他の高齢者の救急事案と比較すると中等症以上の割合が多いことが分かります。（表 2 参照）



そのため医療機関への搬送に際し、できるだけ詳しく状況がわかる方の救急車への同乗をお願いしています。（万一その場で同乗できない場合でも、ご家族や他の職員に連絡をとっていただくなど、関係者が搬送先医療機関へ迅速に来院できるよう協力をお願いします。）

2 施設内での救急の予防

- ① 名古屋市消防局では、救急車の出動に関するデータ分析を中心とした研究（研究機関：東邦ガス株式会社）により明らかとなった、居室内における救急事故の予防策について、広く市民の皆様に啓発し救急予防を推進しています。その予防策の一例をご紹介します。（注 救急事故とは、急病やけがなど、消防による救急業務の対象となる事故をいいます。）

廊下・階段の事故 ✚ 小さな段差につまずき転倒し負傷することが多数  ✚ 居室と廊下の温度差にさらされることで、心臓に負担がかかり危険 ※ 廊下の急病事故は、心血管系疾患を発症しやすい「魔の時間帯」といわれる朝方5～8時と、夕方17、19時に重症化リスクが高くなっています。 	転倒を防ぐ ➢ 手すりの設置と段差をなくす（敷物はしかない） ➢ 手すりがない場合は、壁伝いに<u>ゆっくり</u>と移動 ➢ 夜間は足元灯をつける 移動時の防寒 ➢ 廊下や階段空間を暖める ➢ 服をもう一枚羽織ってから移動開始 ➢ スリッパなどの履物を履く 血栓形成予防 ➢ 居室から移動する前に水分を補給
浴室の事故 ✚ 浴室事故は、居室を除いた住宅空間の中で最も死亡率が高い  ✚ 11月～4月や、外気温が10℃を下回る日に発症リスクが高まる 	急激な血圧の変動を防ぐ ➢ 急激な温度変化を避けるために、 ↳ ○脱衣室や浴室内を暖める ○入湯は、かけ湯をしてから<u>ゆっくり</u>と ➢ 半身浴を併用し、お湯の高さは心臓より下 ➢ 体温 0.5℃上昇程度で湯から出る（目安は汗ばんだと感じたとき） 血栓形成予防 ➢ 入浴前後に水分を補給（お酒はダメ）

トイレの事故	
✚ トイレの急病事故は、居室を除いた住宅空間の中で最も頻度が多く、排便時のいきみに伴うダイナミックな血圧変動に注意 	排尿時の失神を防ぐ ➢ 座って排せつ（できれば男性も） ➢ 立ち上がる際の動作はゆっくりと
✚ 11月～4月にかけて、心血管系疾患を発症しやすい「魔の時間帯」といわれる、朝方6～7時に発症リスクが高まる 	肌の露出部分を防寒 ➢ トイレ空間を暖める （目安 22℃以上、最低でも 17℃確保） ➢ 便座暖房もしくは便座カバーを利用 ➢ ひざ掛けで太ももなどの露出部を覆う
	排便を穏やかに ➢ 普段から水分を多めに摂取 ➢ 朝食を抜かない ➢ 便意を我慢しない

- ② 窒息事故は、餅、ご飯、パンなどで多く発生しています。特に高齢者は、咀嚼力や嚥下反射の低下により窒息を引き起こすリスクが高くなっています。利用者が食事をする際は、誰かがそばに付き添って、窒息事故の防止に努めてください。



- ✚ 食物を小さく切るなどして、食べやすい大きさにする
- ✚ 少量ずつ、ゆっくり食べる
- ✚ 食べている最中に、話しかけない
- ✚ 食事の際は、お茶や水などを飲んで、のどを湿らせる



3 119 番通報にあたって

心停止や窒息という生命の危機的状況に陥った傷病者や、これらが切迫している傷病者を救命し、社会復帰に導くためには、「救命の連鎖」が必要となります。



いざというときに慌てないために、事前に対応マニュアルなどを作成して備えておくことが望ましいと考えられます。特に利用者のD N A R意思（D N A R事前指示書）がある場合には、あらかじめ担当医師と協議して事前に対応について取り決めを行っていただくようお願いいたします。

救急隊は、救命を主眼とし、心肺停止に際しては救命救急センター等の医師の指示の下、胸骨圧迫やAEDを使用して一次救命処置のほか、器具による気道確保や末梢静脈路確保等の必要な処置を行いつつ、当該救命救急センター等に搬送します。緊急を要する場合には直ちに119番通報を行うとともに一次救命処置を開始してください。

① 緊急を要する症状の具体例

急に意識がなくなったり、状態が急に悪くなったりしたときなど、右表に掲げる症状が該当します。

【緊急を要する症状の具体例】

➤ 意識がない（返事がない）とき ➤ 意識はあっても次の症状があるとき ・物を喉に詰まらせて呼吸が苦しい ・胸や背中の突然の激痛 ・息が切れ、呼吸困難 ・突然の激しい頭痛 ・大量の吐血・下血
➤ 急に次のような症状が出たとき ・顔半分が動きにくい ・笑うと口や顔の片方がゆがむ ・呂律が回らず話にくい ・見える範囲が狭くなる ・片側の手足が動かない ・顔や手足のしびれ ➤ 高所からの転落や、大量の出血を伴うなどの大けが、広範囲のやけど

② 119 番通報時のお願い

119 番通報時には、次のことに留意してください。

➤ 応急手当（心肺蘇生）の実施

意識が無く正常な呼吸をしていない場合は、すみやかに一次救命処置を実施してください。

心肺蘇生は、救急隊（消防隊）が到着し、交代するまで継続してください。

➤ 誘導（開錠）

特に夜間などは、玄関など入り口を開錠していただくとともに、救急隊（消防隊）が到着したら、患者の居場所まで誘導してください。

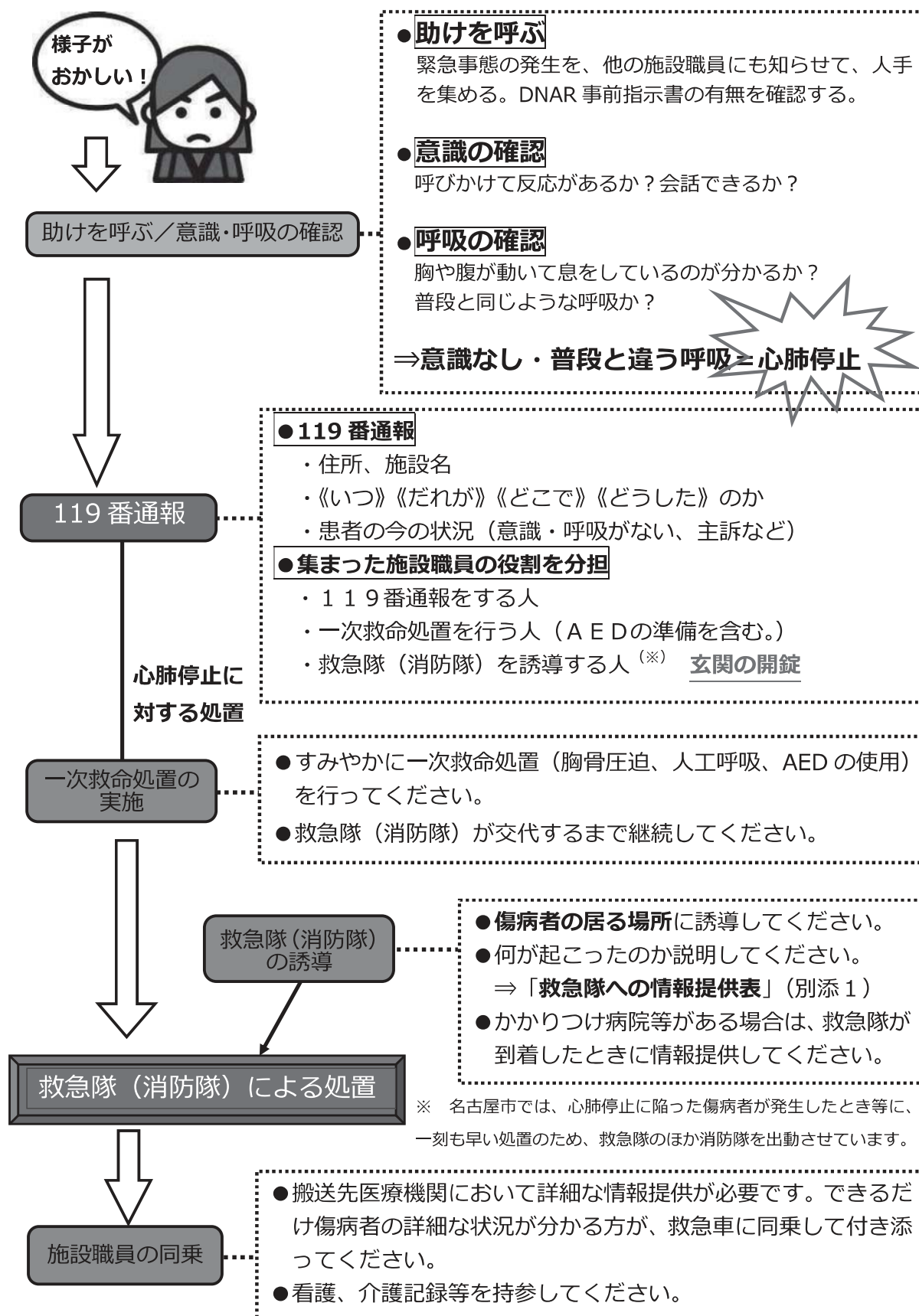
➤ 情報提供

別添「救急隊への情報提供表」を事前に作成しておいていただき、緊急事態発生の場合は、到着した救急隊（消防隊）へ渡してください。（施設における看護、介護記録等がご準備いただける場合にも、その記録を基に記入していただくようお願いします。）

➤ その他

医療機関への搬送に際し、できるだけ詳しく状況がわかる方の救急車への同乗をお願いいたします。（万一その場で同乗できない場合でも、ご家族や他の職員に連絡をとっていただくなど、関係者が搬送先医療機関へ迅速に来院できるよう連絡をお願いいたします。）

4 救急要請対応フロー



5 消防局からのお願い

① 担当医師、施設協力医療機関との連絡体制の構築

施設利用者ごとの担当医師や施設協力医療機関との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときに相談したり、受診したり、必要な指示を受けられる体制をとってください。利用者の体調の変化に注意を払い、症状が悪化する前に早めに対応することや、夜間・休日で職員の方が少なくなる前の対応が望ましいと考えられます。

② 緊急度判定ツールの活用

施設利用者の容態が変化した時には、上記①のとおり担当医師等との連絡を密にして対応していただくようお願いしておりますが、担当医師等に連絡が取れず、緊急かどうか判断に迷う場合は、傷病者の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するためのアプリ「全国版救急受診アプリ（Q助《きゅーすけ》）」を総務省消防庁が提供しておりますので、ぜひ参考にして下さい。

Q助（きゅーすけ）アプリのダウンロードおよび詳細は、下記の総務省消防庁救急お役立ちポータルサイトか、下記 QR コードを参照して下さい。

www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html

救急車を呼ぶ前に考えよう



「Q 助」QR コード

③ 患者等搬送事業者等の利用の検討

度重なる救急出動によって、救急車の到着の遅れが懸念されています。もし施設内で医療機関の受診を要する方がおみえになり、緊急性が無く救急車以外で対応できる場合は、患者等搬送事業者の利用について積極的に検討していただくようお願いいたします。名古屋市では、一定要件を満たした民間会社を、患者等搬送事業者として認定しています。（別添 2 参照）

④ 応急手当の習得と実施

施設利用者の方が生命の危険に陥っているときには、救急隊の到着を待たず、すみやかに救いの手を差し伸べなければなりません。一刻を争う事態に備えて、**応急手当**を多くの施設職員の方々が身に着けておくことが大変重要であると考えられます。

名古屋市では、応急手当に関する各種講習会を開催していますので、ぜひ一度ご検討ください。



応急手当について

応急手当の講習に関するお問い合わせ、お申し込みは名古屋市
応急手当研修センター（昭和消防署 4 階）又はお近くの消防署へ
ご連絡ください。（右記 QR コードからもアクセスできます。）

名古屋市応急手当研修センター TEL：052-853-0099

⑤ 救急隊への情報提供について

施設内で救急要請に至る状況が発生した場合には、前述のとおり「4 救急隊要請フロー」に沿って対応をお願いしているところですが、円滑な救急活動を行うためにも、「救急隊への情報提供表」（別添 1）の提供をお願いいたします。「救急隊への情報提供表」の**上半分は事前に記入**できますので、**あらかじめ利用者ごとに作成**をしておいて下さい。

救急通報と並行して、事前に記入された「救急隊への情報提供表」の**下半分の太枠内を記入**して、到着した救急隊に早急に手渡せるよう準備をお願いします。

到着した救急隊は「救急隊への情報提供表」を使用し、医療機関へ受入要請を行います。「救急隊への情報提供表」が救急隊の手元に渡るのが遅れると、受入要請を含む救急活動が滞り、時間経過とともに利用者の更なる状態悪化を招く危険性がありますので、施設内での周知徹底をお願いします。

⑥ DNAR（Do Not Attempt Resuscitation）について

傷病者や家族から DNAR（心肺停止時に心肺蘇生を行わないこと）の意思表示（書面等）がある場合は、担当医師や施設協力医療機関に相談しておいてください。そして普段からご家族の意向や緊急時の連絡体制について、情報の共有に努めてください。

現在のところ DNAR の意思表示があった場合でも、**DNAR 指示の効力を救急隊が現場で判断することが困難**であるため、居合わせている担当医師から直接 DNAR 指示を受けない限り、原則として救命救急センター等の医師の指示の下、救命処置等の蘇生処置を行いながら、当該救命救急センター等に搬送することになります。**救急隊は応急処置をせずに搬送することはできません**ので、ご理解下さい。

～今後も救急隊の活動に、ご理解とご協力をお願いいたします。～

救急隊への情報提供表

【別添1】

【事前記載事項】：利用者ごとに事前に記載しておいてください。

フリガナ 氏 名			年 齢	歳	性 別	男 ・ 女
TEL			生年月日	M・T・S・H	年	月 日
住 所					□：施設に同じ	
病歴等	現在治療中の病気・ケガ			既往歴		
常用服用薬				アレルギー	有 ・ 無 ()	
かかりつけ病院名				担当医師名		
緊急連絡先 (家族等)	氏名			TEL		
	住所				続 柄	

以上については、 年 月 日現在の情報です。

【119番通報時の記載事項】：本日救急搬送を要請するに至った理由などを記載してください。

発症（受傷）を目撃しましたか？		はい（ 日 時 分頃） ・ いいえ	
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか？		日 時 分頃	
本人のDNAR意思（DNAR事前指示書）がありますか？		有 ・ 無	
日常生活	会話	可能・一部可能・不可	歩行
		可能・一部可能・不可	
発症または発見時の状況、主な訴えや症状など			
最後の食事： 時 分頃		☐：顔面蒼白 ☐：嘔気・嘔吐 ☐：頭痛 ☐：胸痛 ☐：発熱 ☐：冷や汗 ☐：けいれん ☐：失禁 ☐：呼吸苦 ☐：イビキ呼吸 ☐：上手くしゃべれない	

【お願い事項】

1. 呼吸が無い場合は、一次救命処置を行ってください。
2. すみやかな処置の実施のため、**玄関の開錠**・患者の居場所への**誘導**をお願いします。
3. 救急搬送の際の**付き添い**（事情がよく分る方）をお願いします。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。

名古屋市消防局

【1】

救急隊への情報提供表

記入例

【別添1-2】

【事前記載事項】：利用者ごとに事前に記載しておいてください。

フリガナ 氏 名	なごや たろう 名古屋 太郎	年 齢	〇〇歳	性 別	男・女
Tel		生年月日	M・T・S H 7 年 5月 8日		
住 所				☒ 施設に同じ	
病歴等	現在治療中の病気・ケガ 高血圧、糖尿病		既往歴 脳梗塞、肺炎		
常用服用薬	アムロジン、アスピリン、オイグルコン(糖尿病薬)		アレルギー	(有・無 エビ、カニ)	
かかりつけ病院名	〇〇病院		担当医師名	〇〇医師	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	名古屋 花子	Tel	052-758-〇〇〇〇	
	住所	〇〇区〇〇町〇-〇	続 柄	娘	

:については、〇 年 〇 月 〇 日現在の情報です。

【1】事前に
利用者ごとに
記入しておい
て下さい。たくさんの既往
歴や服用薬があ
り記入が全てで
きない場合は、
全てを記入でき
なくても構いま
せん。

【2】

【119番通報時の記載事項】：本日救急搬送を要請するに至った理由などを記載してください。

発症（受傷）を目撃しましたか？	(はい) (日 〇 時 〇 分頃) ・ いいえ				
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか？	日 時 分頃				
本人のDNR意思（DNR事前指示書）がありますか？	有・無				
日常生活	会話	可能	一部可能・不可	歩行	可能・一部可能・不可
発症または発見時の状況、主な訴えや症状など 食後、急にうずくまり、顔色が悪く冷たいため 救急車を呼んだ お腹が痛いようなしぐさがあった					
最後の食事： 12 時 00 分頃			☒ ：顔面蒼白 ☐ ：嘔気・嘔吐 ☐ ：頭痛 ☐ ：胸痛 ☐ ：発熱 ☒ ：冷や汗 ☐ ：けいれん ☐ ：失禁 ☐ ：呼吸苦 ☐ ：イビキ呼吸 ☐ ：上手くしゃべれない		

【2】救急要請後、
早期に記入して
下さい。応急処置
等が必要とされる
場合は手分けし
て記入していただ
くよう願います。救命処置が必要
な場合には、黄
色の網掛け部分
の情報が重要と
なりますので、記
入をお願いします。

【お願い事項】

1. 呼吸が無い場合は、一次救命処置を行ってください。
2. すみやかな処置の実施のため、玄関の開錠・患者の居場所への誘導をお願いします。
3. 救急搬送の際の付き添い（事情がよく分る方）をお願いします。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。

名古屋市消防局

名古屋市内在患者等搬送事業認定事業者一覧(平成30年3月29日現在)

番号	行政区	認定事業者	所在地	電話番号
1	東区	しあわせ介護タクシー	名古屋市東区 大曽根 2-5-30	070-1220-3604
2		株式会社 ビジネスサポート	名古屋市東区 東桜 1-3-7 ヒシタビル 4F	052-212-8792
3	北区	東和交通 株式会社	名古屋市北区 辻本通 1-23	052-915-0800
4		株式会社 極東电视台	名古屋市北区 西味鉾 3丁目 802-2	052-982-6033
5	西区	にこにこ介護タクシー未来	名古屋市西区 則武新町 2-3-22	052-526-7707
6	中村区	株式会社 走介	名古屋市中村区 京田町 1-31 宝マンション黄金第 2303	052-880-8686
7		介護・福祉タクシー とく	名古屋市中村区 稲上町 4丁目 95-1	052-700-0733
8	昭和区	株式会社 コスモスコオペレーション	名古屋市昭和区 福江二丁目 13-25	052-884-7301
9		フォレストの介護タクシー	名古屋市昭和区 川名本町 3-5-2	052-753-3431
10	瑞穂区	有限会社 JMB はあとケア JMB 介護タクシー	名古屋市瑞穂区 彌富町桜ヶ岡 72-6	052-831-9320
11		ケアタクシー介人	名古屋市瑞穂区 北原町 1丁目 6-8	052-720-0695
12	熱田区	株式会社 レインボーサービス	名古屋市熱田区 六番二丁目 16-19	052-659-6222
13	中川区	愛敬福祉タクシー	名古屋市中川区 中野新町 3-82	052-362-3676
14		福祉タクシーまんてん	名古屋市中川区 万場 3-1606	052-432-1067
15	港区	有限会社 三協福祉サービス	名古屋市港区 丸池町 3-9-1	052-652-1521
16		優YOU24Hサポートサービス	名古屋市港区 木場町 9-24 真栄マンション木場町A-603	090-6599-1406
17		おおや介護タクシー	名古屋市港区 秋葉 1-99 プラザヤマダB棟 102	090-7865-9543
18	南区	有限会社 なごやリフトタクシー	名古屋市南区 鳴尾 1-111	052-614-7705
19	守山区	たかとう福祉タクシー	名古屋市守山区 中新 15-23	052-792-9321
20		株式会社 あんしんネット 21	名古屋市守山区 金屋 2-388	052-795-3800
21	緑区	小桜福祉タクシー	名古屋市緑区 ほら貝 1-38-2 ジャルジョイハイツ 206	052-877-4554
22		福祉タクシー モモタロウ	名古屋市緑区 鳴海町字上ノ山 34-14	052-846-2716

※ 営業時間につきましては、各事業所に直接お問い合わせください。

耐震シェルター・ 防災ベッド設置助成

【耐震シェルター・防災ベッドとは】▷地震で住宅が倒壊しても、寝室や睡眠スペース等に安全な空間を残すことで、命を守る装置のことです。安全な空間は、睡眠スペース周りに限られますが、短期間での設置が可能で、費用も抑えられます。

耐震シェルター・防災ベッドの一例



対象者	次のいずれかの方が居住している世帯 ● 申請時点で65歳以上の方 ● 障害がある方など
対象住宅	● 昭和56年(1981年)5月以前に着工した木造住宅 ● 市の無料耐震診断の結果、判定値が0.7未満であること
補助対象となる耐震シェルター等	● 国、地方公共団体等で一定の評価を受けたもの 東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されたものなど ● 公的試験機関等により一定の評価を受けたもの
補助内容	1住戸あたり、 【一般世帯】設置費用の1/2以内で最大 30万円 【非課税世帯※】設置費用の3/4以内で最大 45万円 ※非課税世帯：建物居住者の世帯全員が、過去2年間、市民税の課税を受けていない世帯

代理受領制度

代理受領制度を利用することで、耐震シェルター等設置工事費と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初に用意する費用負担が軽減されます。詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。



お問い合わせ先・申請先

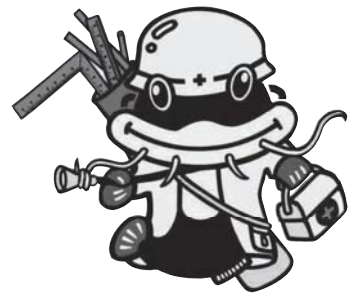
名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



取り組もう！ 今すぐ 耐震対策



木 造 住 宅 無 料 耐 震 診 断

耐震性に問題
があれば、
耐震対策の
基本!!

費用、時間
の面で負担
の少ない
安全対策

昭和 56 年 5 月 31 日以前に
着工された、市内にある 2 階
建以下の住宅が対象です。
※工法によっては対象とならない場
合もあります。

耐震改修工事

制度拡充

- ・ 費用の 4/5、最大 100 万円まで助成
- ・ 非課税世帯は、費用の 4/5、最大 150 万円まで助成
- ・ 市の無料診断で 1.0 未満と判定された木造住宅が対象

木造住宅の耐震改修工事費用の最多価格は、200～250 万円です。

耐震相談員派遣制度をご利用ください。

- ・ 市内にある建築物の耐震診断、耐震改修などの耐震対策に関する相談を受けます。
- ・ 自宅などにお伺いし、現地を見ながら専門家が相談にのります。(無料)

耐震シェルター、防災ベッド設置

非課税世帯枠を追加

- ・ 費用の 1/2、最大 30 万円まで助成
- ・ 非課税世帯は、費用の 3/4、最大 45 万円まで助成
- ・ 市の無料診断で 0.7 未満と判定された木造住宅に
お年寄りなどが住んでいる世帯が対象

○耐震シェルター、防災ベッドは、たとえ建物が地震で倒壊
しても、中にいる人の命を守ってくれる装置です。

○価格は 30 万円位から様々で、設置も簡単です。



このチラシは、名古屋市住宅都市局耐震化支援室（972-2787）が作成しました。（平成 30 年 4 月）

この用紙は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

水防法等による避難確保計画の作成等の義務について

名古屋市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の所有者又は管理者には、水防法又は土砂災害防止法の規定により、避難確保計画の作成・提出及び訓練の実施の義務が発生します。

以下により、所有又は管理されている施設が対象となるかご確認いただくとともに、対象となる場合には避難確保計画の提出をお願いします。

1 対象施設

（１）洪水浸水想定区域内（浸水深 0.5m 以上）の要配慮者利用施設

➤ 浸水想定区域の確認方法

洪水・内水ハザードマップ及び国・愛知県の浸水想定区域図※により、施設付近における浸水想定区域を確認することができます。

※ 一部河川については、国・県から想定最大規模の浸水想定区域が公表されております。

【H30.6 末時点：庄内川、矢田川、木曽川、新川、五条川、大山川】

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 消防・防災・危機管理 ▶ 防災
▶ 風水害 ▶ あなたの街の洪水・内水ハザードマップ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-6-0-0-0-0-0-0.html>

【ページ内に国・県の浸水想定区域図へのリンク有】

➤ 義務付け施設の確認方法

要配慮者利用施設一覧表により、地域防災計画に掲載されている施設（義務付け施設）を確認することができます。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 消防・防災・危機管理 ▶ 防災
▶ 風水害 ▶ 水防法等の改正に伴う避難確保の推進について

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-7-0-0-0-0-0-0.html>

（２）土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設

➤ 土砂災害（特別）警戒区域の確認方法

洪水・内水ハザードマップや「マップあいち」（愛知県）により、施設付近における土砂災害（特別）警戒区域を確認することができます。

マップあいち <https://maps.pref.aichi.jp/>

➤ 義務付け施設の確認方法

要配慮者利用施設一覧表により、地域防災計画に掲載されている施設（義務付け施設）を確認することができます。

2 避難確保計画の作成等の義務

(1) 避難確保計画の作成・提出

避難確保計画は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めるものです。

なお、想定浸水深については、洪水・内水ハザードマップ及び国・県の浸水想定区域図のうち、より大きい浸水深を適用し計画を作成してください。

①提出書類

次の書類をそれぞれ3部提出してください。

- 1) 避難確保計画作成（変更）報告書
- 2) 避難確保計画

②提出先

施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課

③作成方法

名古屋市公式ウェブサイトに避難確保計画作成様式（水害編）及び（土砂災害編）を掲載しておりますので、参考にしてください。

なお、作成済の非常災害対策計画に必要事項が記載されていれば、避難確保計画に兼ねることができます（提出は必要）。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 消防・防災・危機管理 ▶ 防災
▶ 風水害 ▶ 水防法等の改正に伴う避難確保の推進について
<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-7-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施してください。なお、他の規定に基づき、既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施を以って代えることができます。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知してください。

(3) その他

- ①提出済の避難確保計画に変更が生じた場合は、変更計画の提出をお願いします。
- ②提出された避難確保計画のうち1部は、確認後に返送しますので、施設にて保管してください。
- ③避難確保計画が提出されない場合には、施設名を公表することがあります。
- ④避難や防災に関する情報収集の手段として、本市の電子メール情報提供サービス「きずなネット防災情報」をご活用ください。

<お問い合わせ先>

名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室 井深・岩永（TEL：052-972-3527）

水防法等における 避難確保計画の作成等の義務について

－ 災害時における避難情報と施設利用者の安全確保 －

避難に関する情報は3種類あります！

① 避難準備・高齢者等避難開始

・高齢者など避難に時間を要する人は避難を開始する目安の段階



② 避難勧告

・避難場所等へ避難する段階



③ 避難指示(緊急)

・避難していない場合は、直ちにその場から避難を開始する段階
・外出することで、かえって命に危険が及ぶような状況では、施設内のより安全な場所に避難

避難に関する情報の入手方法は？

防災スピーカー



テレビ・ラジオ



広報車



緊急速報メール



「きずなネット防災情報」で情報を入手

「きずなネット防災情報」とは

- ・本市から、避難に関する防災情報等を「電子メール」で携帯電話やパソコンのメールアドレスに直接配信するサービスです
- ・「登録」をお願いします

雨水(あまみず)情報の提供

排水ポンプの運転状況を名古屋市上下水道局のホームページで公開

雨水(あまみず)情報

注意報・警報の情報 (名古屋市) ...現在出ている情報をお知らせします。

雨警報情報 ...雨警報の状況がご覧いただけます。

- 気象レーダー (名古屋市)
- 気象レーダー (名古屋市)

河川情報 ...河川水位の状況がご覧いただけます。

- 河川水位 (名古屋市)
- 河川水位 (名古屋市)
- 河川水位 (名古屋市)

防災気象情報 (名古屋市)

防災緊急情報 (名古屋市) / 洪水・内水ハザードマップ

排水ポンプの運転状況 (排水ポンプとは...)

主な雨水の排水ポンプの運転状況を見ることができます。

お住まいの地域を指定する排水ポンプを、住所・郵便番号から調べる

区名、町名で調べる

区名を選択し、次に町名を選択してください。町名がない場合は、その他の町名を選択してください。

区名: 町名:

郵便番号で調べる

平角数字で入力して下さい。

名古屋市外、事業所または河川敷などの郵便番号には対応していません。

郵便番号:

お住まいの地域を指定する排水ポンプを、河川系地図から調べる

平成27年05月19日 18:26現在 (5分毎に更新されます)

河川系をクリックすると、各河川沿いの排水ポンプの運転状況が一覧が表示されます。

(※各排水ポンプの運転状況、停止中の河川系を赤く表示します。)

気象・防災情報のリンクの集約

排水ポンプ運転状況の公開

中村ポンプ所運転状況

平成26年04月30日 10:07現在 (5分毎に更新されます)

機原水能力	毎分2180立方メートル
所在地	中村区東町2-18
放流先河川	庄内川
排水ポンプ管理部署名	上下水道部第四排水処理事務所排水処理センター 電話:052-412-2571
備考	

凡例

運転中

停止中

水害・土砂災害のリスクを確認

＜洪水・内水ハザードマップ＞

洪水が起きた場合の浸水深を色分けして示しています。

土砂災害(特別)警戒区域を示しています。

アンダーパス等の浸水時の危険な箇所を示しています。



水害・土砂災害のリスクを確認

＜想定最大規模の浸水想定区域(国・県)＞

洪水が起きた場合の浸水深を色分けして示してます。

庄内川・矢田川(H28.12公表)



公表河川(H30.6末時点): 庄内川、矢田川、木曽川、新川、五条川、大山川

適時適切な避難行動をとりましょう！ 避難行動は「ナゴヤ避難ガイド」で確認

「ナゴヤ避難ガイド」には、指定緊急避難場所や指定避難所の位置、災害時の避難の仕方等の説明が記載されています

本ガイドを読みながら、災害時の避難行動をイメージし、施設の近くの指定緊急避難場所と指定避難所を確認しておきましょう



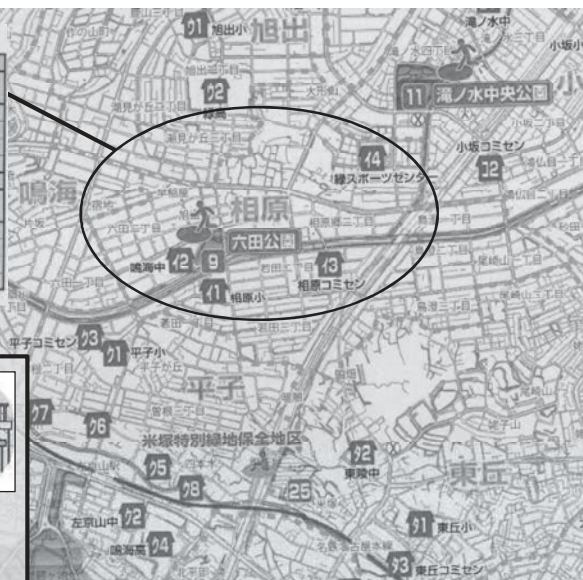
避難先は「指定緊急避難場所」へ

イ 相原学区				
(1)風水害				
番号	施設名称	所在地	指定緊急避難場所 浸水・内水はん害	指定 避難所
イ1	相原小学校	若田一丁目301	2階以上	○
イ2	鳴海中学校	六田二丁目96	○	○
イ3	相原コミュニティセンター	若田二丁目1102	○	○
イ4	相スボーズセンター	相原郷一丁目2901	○	○
(2)地震災害				
番号	施設名称	所在地	指定緊急避難場所 津波	指定 避難所
イ1	相原小学校	若田一丁目301	○	○
イ2	鳴海中学校	六田二丁目96	○	○
イ3	相原コミュニティセンター	若田二丁目1102	-	○
イ4	相スボーズセンター	相原郷一丁目2901	-	○

※相原学区内に津波の浸水想定はありません。

指定緊急避難場所

命を守るため、
「災害の危険から逃げるための場所」
(災害の種類ごとに異なる)



避難確保計画の作成と避難訓練の実施

【水防法・土砂災害防止法の規定】

浸水想定区域内・土砂災害(特別)警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)の義務

- ① 避難確保計画※の作成
- ② 訓練の実施

※ 施設利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画

避難確保計画の記載事項について

- ・ 水害・土砂災害時の防災体制
- ・ 施設利用者の水害・土砂災害時の避難誘導
- ・ 施設の整備（情報収集・伝達体制、避難誘導に使用する設備又は資機材等の整備）
- ・ 防災教育及び訓練の実施 等

避難確保計画 作成様式

- ・ 名古屋市公式ウェブサイト、避難確保計画作成様式（EXCEL）を掲載しています
- ・ 施設情報や避難関連事項を入力することで、避難確保計画が作成できますので、参考にしてください



避難確保計画の提出

提出場所：施設の所在するの区の区役所総務課
又は 消防署総務課

部数：3部

提出時期：避難確保計画作成後、速やかに提出
をお願いします

災害を想定した訓練の実施

- 気象情報や避難情報等の情報伝達訓練
- 施設利用者の避難誘導訓練
- 避難経路等の確認のための移動訓練
- 施設利用者の保護者等への連絡訓練
- 上階への移動訓練 等